

兵庫県公報

令和6年8月30日 金曜日 第545号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	8
○ 令和6年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（伐倒駆除）（治山課）	8
○ 令和6年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（特別伐倒駆除）（同）	9
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	10
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
○ 平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく事務の委託（住宅政策課）	13
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	13
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	13
公 告	
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	14
○ 落札者等の公示（物品管理課）	15
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験の実施	15
○ 兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）の実施	17
正 誤	
○ 平成22年2月16日付け兵庫県公報第2158号中	20
○ 平成29年12月26日付け兵庫県公報第2964号中	21
○ 令和5年3月23日付け兵庫県公報号外中	22

告 示

兵庫県告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

真南条土地改良区

退任役員

役員区分

氏名

住所

監 事

渡 瀬 榮 治

丹波篠山市真南条上700番地 1

兵庫 県 告 示 第 819 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫 県 知 事 齋 藤 元 彦

神 戸 市 大 沢 土 地 改 良 区

退 任 役 員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

東 岡 威 和 雄

神 戸 市 北 区 大 沢 町 神 付 47 番 地

同

大 家 重 明

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 622 番 地

同

辻 井 稔

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 369 番 地

同

池 鍋 充 泰

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 1659 番 地

同

稻 生 秀 治

同 市 同 区 大 沢 町 中 大 沢 888 番 地 の 2

同

弓 場 康 孝

同 市 同 区 大 沢 町 中 大 沢 123 番 地

同

岩 形 孝 司

同 市 同 区 大 沢 町 日 西 原 933 番 地

同

山 本 雅 也

同 市 同 区 大 沢 町 日 西 原 478 番 地

同

西 浦 隆

同 市 同 区 大 沢 町 日 西 原 1873 番 地

同

乗 本 佳 則

同 市 同 区 大 沢 町 簾 126 番 地

同

松 下 裕 彦

同 市 同 区 大 沢 町 市 原 867 番 地

監 事

藤 原 利 夫

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 847 番 地

同

福 井 栄 幸

同 市 同 区 大 沢 町 市 原 708 番 地

同

白 杵 芳 之

西 宮 市 山 口 町 名 来 2 丁 目 28 番 16 号

就 任 役 員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

東 岡 威 和 雄

神 戸 市 北 区 大 沢 町 神 付 47 番 地

同

大 家 重 明

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 622 番 地

同

辻 井 稔

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 369 番 地

同

大 家 喜 八 郎

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 1335 番 地

同

藤 井 尚 志

同 市 同 区 大 沢 町 中 大 沢 966 番 地

同

弓 場 康 孝

同 市 同 区 大 沢 町 中 大 沢 123 番 地

同

岩 形 孝 司

同 市 同 区 大 沢 町 日 西 原 933 番 地

同

西 本 恵 昭

同 市 同 区 大 沢 町 日 西 原 10 番 地 の 1

同

西 浦 隆

同 市 同 区 大 沢 町 日 西 原 1873 番 地

同

乗 本 佳 則

同 市 同 区 大 沢 町 簾 126 番 地

同

北 浦 修 身

同 市 同 区 大 沢 町 市 原 511 番 地

監 事

藤 原 利 夫

同 市 同 区 大 沢 町 上 大 沢 847 番 地

同

西 浦 玉 喜

同 市 同 区 大 沢 町 日 西 原 1857 番 地 の 1

同

白 杵 芳 之

西 宮 市 山 口 町 名 来 2 丁 目 28 番 16 号

兵庫 県 告 示 第 820 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫 県 知 事 齋 藤 元 彦

神 戸 市 和 田 土 地 改 良 区

退 任 役 員

役員の区分

氏 名

住 所

理事	岡野光廣	神戸市西区押部谷町和田100番地
同	岡野弘	同 市同区押部谷町和田209番地
同	高塚雅弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	栗面康赦	同 市同区押部谷町和田199番地
同	高塚悟司	同 市同区押部谷町和田318番地
同	藤本智	同 市同区押部谷町和田289番地
同	岡野芳春	同 市同区押部谷町和田72番地
同	藤本睦	同 市同区押部谷町和田305番地
同	小池孝雄	同 市同区平野町堅田1110番地
監事	森岡幸夫	同 市同区押部谷町和田291番地
同	栗西均	同 市同区押部谷町和田207番地の3
同	政井泰次	同 市同区平野町堅田338番地

就任役員

役員の区分

役員	氏名	住所
理事	高塚雅弘	神戸市西区押部谷町和田333番地
同	栗面康赦	同 市同区押部谷町和田199番地
同	高塚悟司	同 市同区押部谷町和田318番地
同	藤本睦	同 市同区押部谷町和田305番地
同	小池孝雄	同 市同区平野町堅田1110番地
同	藤本吉一	同 市同区押部谷町和田294番地
同	藤本真由美	同 市同区押部谷町和田289番地
監事	栗西均	同 市同区押部谷町和田207番地の3
同	中垣一彦	同 市同区平野町堅田352番地
同	奥井重柁	同 市同区押部谷町和田230番地の1

兵庫県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

両荘土地改良区

退任役員

役員の区分

役員	氏名	住所
理事	井上保則	加古川市上荘町薬栗389番地
同	高見英明	同 市上荘町薬栗340番地の1
同	高見勝利	同 市上荘町薬栗91番地
同	岡田治夫	同 市上荘町薬栗395番地
同	岡田憲二	同 市上荘町薬栗651番地
同	荻内晴彦	同 市上荘町都染443番地の1
同	吉岡康男	同 市上荘町都染431番地
同	吉岡秀明	同 市上荘町都染424番地の1
同	稲岡仁志	同 市上荘町都染634番地の5
同	芝 颯作	同 市上荘町小野883番地
同	前川敏郎	同 市上荘町小野921番地の1
同	高橋泰則	同 市上荘町小野1012番地の6
同	岸本正	同 市上荘町小野885番地の3
同	道清久敏	同 市平荘町山角541番地
同	岩脇裕之	同 市平荘町山角676番地
監事	荻内智	同 市上荘町都染459番地
同	高橋和義	同 市上荘町小野898番地

同	岩 脇 政 明	同	市平荘町山角667番地
同	鈴 木 英 夫	同	市上荘町薬栗464番地の2
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	井 上 保 則	加古川市上荘町薬栗389番地	
同	高 見 英 明	同 市上荘町薬栗340番地の1	
同	高 見 勝 利	同 市上荘町薬栗91番地	
同	岡 田 治 夫	同 市上荘町薬栗395番地	
同	岡 田 憲 二	同 市上荘町薬栗651番地	
同	十 倉 弘 樹	同 市上荘町薬栗75番地の1	
同	荻 内 晴 彦	同 市上荘町都染443番地の1	
同	吉 岡 康 男	同 市上荘町都染431番地	
同	吉 岡 秀 明	同 市上荘町都染424番地の1	
同	稲 岡 仁 志	同 市上荘町都染634番地の5	
同	芝 穎 作	同 市上荘町小野883番地	
同	前 川 敏 郎	同 市上荘町小野921番地の1	
同	高 橋 泰 則	同 市上荘町小野1012番地の6	
同	岸 本 正	同 市上荘町小野885番地の3	
同	道 清 久 敏	同 市平荘町山角541番地	
同	岩 脇 裕 之	同 市平荘町山角676番地	
監 事	荻 内 智	同 市上荘町都染459番地	
同	高 橋 功	同 市上荘町小野897番地	
同	岩 脇 政 明	同 市平荘町山角667番地	
同	鈴 木 英 夫	同 市上荘町薬栗464番地の2	



兵庫県告示第822号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

加古川西部土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	高 橋 晴 彦	加西市北条町西高室382番地	
同	蓬 萊 務	小野市河合中町210番地の4	
同	片 山 象 三	西脇市西脇129番地	
同	岩 根 正	加東市新町224番地	
同	吉 田 一 四	多可郡多可町中区鍛冶屋177番地	
同	清 元 秀 泰	姫路市飾東町清住571番地4	
同	菅 原 雅 人	加西市北条町黒駒302番地の1	
同	石 芳 博	同 市西谷町683番地	
同	安 富 智 彦	同 市畑町1300番地の1	
同	中 川 清 彦	同 市山下町1430番地	
同	藤 井 正	同 市西剣坂町583番地	
同	栗 山 博 之	同 市段下町212番地	
同	西 岡 成 人	同 市三口町575番地	
同	三 宅 利 弘	同 市中野町1039番地の1	
同	松 山 茂	同 市繁昌町2452番地	
同	岡 田 毅 章	同 市下宮木町363番地の3	
同	藤 原 章	同 市常吉町709番地	

同	西脇博	同	市玉野町389番地
同	内藤忠	同	市玉丘町113番地
同	植田俊弘	同	市池上町189番地の1
同	塚本竹士	同	市国正町1778番地
同	山田一壽	同	市上道山町444番地の3
同	岩國吉典	同	市中富町1174番地
同	能瀬肇	同	市上野町457番地
同	蓬萊正秋	同	小野市河合中町353番地
同	内橋博昭	同	西脇市合山町206番地
同	西本善明	同	加東市高岡657番地3
同	谷位伯享	同	多可郡多可町八千代区下三原337番地1
同	飯尾哲也	同	加西市鶉野町133番地
同	小川正則	同	姫路市山田町南山田445番地4
監事	小川輝夫	同	加西市東剣坂町232番地の2
同	谷口義博	同	市繁昌町1443番地
同	原田正利	同	市満久町401番地の2
同	長谷川大一郎	同	西脇市水尾町579番地
同	西村昭三	同	加東市高岡1534番地
就任役員			
役員の区分		住 所	
理事	高橋晴彦	加西市北条町西高室382番地	
同	蓬萊務	小野市河合中町210番地の4	
同	片山象三	西脇市西脇129番地	
同	岩根正	加東市新町224番地	
同	吉田一四	多可郡多可町中区鍛冶屋177番地	
同	清元秀泰	姫路市飾東町清住571番地4	
同	竹内百合子	加西市坂本町837番地	
同	内藤美由紀	同 市河内町375番地	
同	常峰みどり	同 市田谷町1002番地の1	
同	菅原雅彦	同 市北条町黒駒247番地	
同	永野隆	同 市西上野町73番地	
同	古角隆夫	同 市北条町古坂6丁目52番地の10	
同	伊藤博之	同 市大村町89番地	
同	小谷保	同 市東笠原町47番地	
同	三宅利弘	同 市中野町1039番地の1	
同	飯尾哲也	同 市鶉野町133番地	
同	西村和延	同 市別府町甲645番地	
同	藤田孝一	同 市青野原町183番地	
同	頃安一昭	同 市西野々町225番地	
同	塚本竹士	同 市国正町1778番地	
同	宮川貞二	同 市下万願寺町133番地	
同	後藤政博	同 市殿原町1135番地の1	
同	松本明文	小野市復井町1095番地の3	
同	沖添昭義	西脇市岡崎町328番地の2	
同	藤川和義	加東市高岡1951番地2	
同	藤田昌民	多可郡多可町八千代区下野間145番地1	
同	小川正則	姫路市山田町南山田445番地4	
監事	谷口義博	加西市繁昌町1443番地	
同	原田正利	同 市満久町401番地の2	
同	掘井嘉久	小野市河合西町201番地の1	

兵庫県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

相生池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 佐 俊 之	加古郡稲美町野谷43番地の1
同	小 佐 法 平	同 郡同 町野谷469番地の19
同	船 岡 秀 充	同 郡同 町野谷619番地の53
同	竹 内 哲 巳	同 郡同 町野谷432番地
同	松 尾 克 哉	同 郡同 町野谷603番地の1
同	船 岡 重 夫	同 郡同 町野谷609番地の48
同	萩 原 勤 一	同 郡同 町野谷30番地の3
同	大 山 正 継	同 郡同 町野谷413番地の2
同	山 口 澄 雄	同 郡同 町野谷70番地の7
同	森 田 伸 吾	同 郡同 町野谷355番地の4
同	若 山 浩 平	同 郡同 町野谷250番地の3
監 事	魚 住 昌 宏	同 郡同 町野谷533番地の5
同	藤 本 一 男	同 郡同 町草谷939番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 佐 俊 之	加古郡稲美町野谷43番地の1
同	小 佐 法 平	同 郡同 町野谷469番地の19
同	船 岡 重 夫	同 郡同 町野谷609番地の48
同	竹 内 哲 巳	同 郡同 町野谷432番地
同	松 尾 克 哉	同 郡同 町野谷603番地の1
同	大 山 勝 也	同 郡同 町野谷421番地の1
同	萩 原 勤 一	同 郡同 町野谷30番地の3
同	大 山 正 継	同 郡同 町野谷413番地の2
同	大 山 齊	同 郡同 町野谷392番地の1
同	森 田 伸 吾	同 郡同 町野谷355番地の4
同	若 山 浩 平	同 郡同 町野谷250番地の3
監 事	魚 住 昌 宏	同 郡同 町野谷533番地の5
同	畠 征 雄	同 群同 町野谷410番地の5

兵庫県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

小多利土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	赤 井 勝	丹波市春日町小多利505番地3
同	由 良 政 男	同 市春日町小多利296番地
同	由 良 保 紀	同 市春日町小多利190番地

同	三村 均	同	市春日町小多利185番地
同	勝野 勝美	同	市柏原町北中39番地29
同	末利 公一	同	市春日町池尾49番地1
同	高見 芳明	同	市春日町多利449番地
監事	高橋 高志	同	市春日町小多利317番地
同	中井 貞治	同	市春日町小多利439番地
同	和田 元計	同	市春日町多利2043番地2

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

氏名

赤井 勝

由良 政男

由良 保紀

三村 均

勝野 勝美

末利 公一

高見 芳明

高橋 高志

中井 貞治

和田 元計

住所

丹波市春日町小多利505番地3

同 市春日町小多利296番地

同 市春日町小多利190番地

同 市春日町小多利185番地

同 市柏原町北中39番地29

同 市春日町池尾49番地1

同 市春日町多利449番地

同 市春日町小多利317番地

同 市春日町小多利439番地

同 市春日町多利2043番地2



兵庫県告示第825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤 元彦

上田池土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

同

氏名

上田 雅博

松本 光正

堀井 博茂

齋藤 清和

野口 久幸

榎本 悟

河野 利之

島田 和彦

吉田 充宏

椿原 義弘

田村 壽雄

位高 正直

榎本 啓二

沼田 明大

上田 順裕

前川 修一

奥野 純博

藤岡 豊

國中 章雄

田中 光宣

山口 誠治

住所

南あわじ市市青木125番地4

同 市市福永721番地1

同 市市円行寺89番地1

同 市市小井342番地

同 市市善光寺181番地

同 市市市213番地1

同 市市十一ヶ所272番地

同 市市三條681番地

同 市神代社家760番地

同 市神代浦壁589番地

同 市神代喜来11番地1

同 市神代富田102番地1

同 市神代地頭方1446番地

同 市神代地頭方1419番地

同 市榎列大榎列1290番地

同 市榎列小榎列166番地

同 市市十一ヶ所233番地2

同 市市小井336番地1

同 市神代富田66番地2

同 市榎列小榎列326番地

同 市市市165番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	真野 勉	南あわじ市市青木157番地1
同	松本 光正	同 市市福永721番地1
同	堀井 博茂	同 市市円行寺89番地1
同	喜田 英樹	同 市市小井352番地1
同	野口 久幸	同 市市徳長86番地2
同	吉田 洋次	同 市市市116番地1
同	河野 利之	同 市市十一ヶ所272番地
同	島田 和彦	同 市市三條681番地
同	吉田 充宏	同 市神代社家760番地
同	椿原 義弘	同 市神代浦壁589番地
同	安田 公哉	同 市神代黒道8番地
同	位高 正直	同 市神代富田102番地1
同	榎本 啓二	同 市神代地頭方1446番地
同	沼田 明大	同 市神代地頭方1419番地
同	上田 順裕	同 市榎列大榎列1290番地
同	服部 孝典	同 市榎列小榎列113番地
同	富永 保成	同 市榎列西川171番地1
監事	藤岡 豊	同 市市小井336番地1
同	國中 章雄	同 市神代富田66番地2
同	田中 光宣	同 市榎列小榎列326番地
同	山口 誠治	同 市市市165番地

兵庫県告示第826号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

岡部川土地改良区

氏名	住所
青木 利憲	神崎郡市川町上牛尾1252番地
海金 康夫	同 郡同 町上牛尾754番地
森口 章	同 郡同 町下牛尾52番地の1
藤本 敏昭	同 郡同 町下牛尾1177番地
岩木 正昭	同 郡同 町上瀬加320番地
本間 信夫	同 郡同 町上瀬加1167番地
赤松 勘司	同 郡同 町上瀬加1065番地
松下 洋一	同 郡同 町下瀬加371番地の5
岩崎 龍男	同 郡同 町下瀬加277番地の3
筒泉 元昭	同 郡同 町下瀬加1161番地の2
津田 義和	同 郡同 町上牛尾1770番地の1

兵庫県告示第827号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 区域及び期間

- (1) 区域

神戸市、洲本市、豊岡市、たつの市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

令和6年9月20日から令和7年5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

上記1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、上記3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、上記1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 上記3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 上記3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 伐倒駆除事業の有効性、森林病害虫等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(3) 上記3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、下記(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(4) 上記3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が上記3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第828号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、豊岡市、たつの市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

令和6年9月20日から令和7年5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

上記1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、上記3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、上記1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 上記3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 上記3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。
- (3) 上記3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。
 ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。
 イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。
 ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。
 エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。
 オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。
- (4) 上記3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、下記(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (5) 上記3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が上記3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年8月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年8月30日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大久保稲美加古川線	加古川市加古川町美乃利字知原474番3から	旧	3.0から 24.0まで	49.0	
	同 市加古川町美乃利字知原373番14まで	新	7.0から 24.0まで	52.0	



兵庫県告示第830号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門柳 C (114020049)	西脇市黒田庄町門柳（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第831号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
門柳 C (114020049)	西脇市黒田庄町門柳（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第832号

平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

真盛(1) I（139010119）の項中別図45を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第833号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
坊垣内川 I (212020065)	たつの市新宮町篠首（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり



兵庫県告示第834号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平谷川 I (223010041)	養父市八鹿町九鹿（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり



兵庫県告示第835号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本郷谷川 I (223020004)	養父市大塚（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり



兵庫県告示第836号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第354号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大谷川 I (226020077)	朝来市和田山町和田山（別図38のとおり）	土石流	別図38のとおり



兵庫県告示第837号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第371号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ウルシ谷川 I (226010013)	朝来市生野町奥銀谷 (別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
寺の上川 I (226010034)	朝来市生野町口銀谷 (別図76のとおり)	土石流	別図76のとおり

~~~~~

**兵庫県告示第838号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の12第1項の規定に基づき、指定認定事務支援法人に次のとおり事務を委託した。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定認定事務支援法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
一般社団法人兵庫県マンション管理士会  
神戸市中央区相生町四丁目3番1号神戸ストークビル801号  
代表理事 玉田一成
- 2 委託開始の予定年月日  
令和6年8月30日
- 3 委託終了の年月日  
令和7年3月31日
- 4 委託事務の内容  
法第5条の12第1項各号に掲げる事務

~~~~~

兵庫県告示第839号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時
令和6年9月9日（月）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県宝塚総合庁舎 第5会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社河原工務店
代表者氏名 郡山 仁
事務所所在地 兵庫県伊丹市大野2丁目132番地
免許番号 兵庫県知事（11）第201132号
免許年月日 令和3年9月14日

~~~~~

**兵庫県告示第840号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                             | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 第R05丹波位置<br>0005号 | 6.8.6            | 丹波篠山市吹上字ホノ坪44番1の一部、<br>45番1の一部 | 6.00         | 48.00        |

公 告

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類    | 都市計画の名称      |
|-------|------------|--------------|
| 加西市   | 東播都市計画用途地域 | 北条町駅西部地区地区計画 |
| 同市    | 東播都市計画地区計画 |              |
| 宍粟市   | 山崎都市計画用途地域 |              |

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 やしろショッピングパーク  
 所在地 加東市社字柿ヶ坪1128-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| やしろ商業開発株式会社 | 加東市社1126番地の1      | 岡崎龍馬   |
| 上新電機株式会社    | 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 | 金谷隆平   |
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  

|             |              |        |
|-------------|--------------|--------|
| 名称          | 住所           | 代表者の氏名 |
| やしろ商業開発株式会社 | 加東市社1126番地の1 | 住井竹男   |

 外1者
  - (2) 変更後  

|             |              |        |
|-------------|--------------|--------|
| 名称          | 住所           | 代表者の氏名 |
| やしろ商業開発株式会社 | 加東市社1126番地の1 | 岡崎龍馬   |

 外1者

- 4 変更年月日  
令和6年5月8日
- 5 届出年月日  
令和6年8月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和6年8月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和7年1月6日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和6年8月30日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
県立特別支援学校中型スクールバス（観光型）8台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月12日
- 4 落札者の名称及び住所  
いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店 神戸市東灘区向洋町西4丁目4番
- 5 落札金額  
152,064,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年5月28日

**人事委員会公告**

**兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験の実施**

兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験を次のとおり実施する。  
令和6年8月30日

兵庫県人事委員会

## 1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種      | 採用予定人員 | 受験資格                                                                       |
|-----------|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| ア 総合事務職   | 40名    | 1979（昭和54）年4月2日から1997（平成9）年4月1日までに生まれた人<br>（2025（令和7）年4月1日現在で28歳から45歳までの人） |
| イ 警察事務職   | 7名     |                                                                            |
| ウ 教育事務職   | 2名     |                                                                            |
| エ 小中学校事務職 | 6名     |                                                                            |

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない人（総合事務職、警察事務職、教育事務職に限る。）
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する人
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日及び試験会場

| 区分   | 試験日                                     | 試験会場                     |
|------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 筆記試験 | 2024（令和6）年10月6日（日）                      | 神戸大学六甲台第2キャンパス<br>都道府県会館 |
| 面接試験 | 2024（令和6）年11月5日（火）から12月1日（日）までのうち指定する1日 | 神戸市内                     |

## 3 試験の方法

## (1) 筆記試験

## ア SPI3

言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力を問う。

## イ エントリーシート

民間企業等での職務経験・実績や学識等を中心に、県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

## (2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

## ア 個別面接

1人あたり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

## イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## 4 合格者の発表

## (1) 筆記試験

2024（令和6）年10月下旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

## (2) 面接試験

2024（令和6）年12月中旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

## 5 申込手続及び受付期間

## (1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000072.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000072.html)

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記

の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「事務系職種（経験者）請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2024（令和6）年9月27日（金）頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000067.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000067.html)

(3) 受付期間

2024（令和6）年8月26日（月）午前10時から9月13日（金）午後5時まで（受信有効）

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から2026（令和8）年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用給与課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-9349



**兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）の実施**

兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）を次のとおり実施する。

令和6年8月30日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(i) 大卒程度

| 試験職種                                                                           | 採用予定人員                                           | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-------------|--------------------------------------------------|----|------|-------|------------|-------|--------------|----|------|-------------|--------------------------------------|
| ア 児童福祉司<br>イ 農学職<br>ウ 林学職<br>エ 水産職<br>オ 環境科学職<br>カ 総合土木職<br>キ 建築職<br>ク 保健師<警察> | 1名<br>4名<br>5名<br>1名<br>1名<br>14名<br>2名<br>1名    | <p>1 年齢制限<br/>                     次のいずれかに該当する人とする。</p> <p>(1) 1997(平成9)年4月2日から2003(平成15)年4月1日までに生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で22歳から27歳までの人)<br/>                     なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1" data-bbox="730 584 1366 770"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師<br/>&lt;警察&gt;</td> <td>1997(平成9)年4月2日以降に生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で27歳以下の人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 2003(平成15)年4月2日以降に生まれた人で次に掲げる人<br/>                     ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人及び2025(令和7)年3月31日までに卒業する見込みの人<br/>                     イ 外国における大学などを卒業した人(2025(令和7)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。)で学校教育における16年の課程を修了した人(2025(令和7)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。)</p> <p>2 任用資格<br/>                     次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込みの人に限る。<br/>                     なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1" data-bbox="730 1379 1366 1545"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資格免許<br/>                     次の職種は、資格免許を有する人又は見込みの人に限る。</p> <table border="1" data-bbox="730 1659 1366 1805"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師<br/>&lt;警察&gt;</td> <td>保健師の免許取得者又は2025(令和7)年3月31日までに取得見込みの人</td> </tr> </tbody> </table> | 職種 | 年齢 | 保健師<br><警察> | 1997(平成9)年4月2日以降に生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で27歳以下の人) | 職種 | 任用資格 | 児童福祉司 | 児童福祉司の任用資格 | 環境科学職 | 環境衛生指導員の任用資格 | 職種 | 資格免許 | 保健師<br><警察> | 保健師の免許取得者又は2025(令和7)年3月31日までに取得見込みの人 |
| 職種                                                                             | 年齢                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 保健師<br><警察>                                                                    | 1997(平成9)年4月2日以降に生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で27歳以下の人) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 職種                                                                             | 任用資格                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 児童福祉司                                                                          | 児童福祉司の任用資格                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 環境科学職                                                                          | 環境衛生指導員の任用資格                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 職種                                                                             | 資格免許                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 保健師<br><警察>                                                                    | 保健師の免許取得者又は2025(令和7)年3月31日までに取得見込みの人             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |             |                                                  |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 経験者

| 試験職種                                                                                    | 採用予定人員                                                                 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----------------------|------------------------------------------------------------------------|----|------|-------|------------|-------|--------------|----|------|-------------|--------------------------------------|
| ア 児童福祉司<br>イ 農学職<br>ウ 林学職<br>エ 水産職<br>オ 環境科学職<br>カ 総合土木職<br>キ 建築職<br>ク 電気職<br>ケ 保健師<警察> | 1名<br>3名<br>2名<br>1名<br>1名<br>14名<br>2名<br>1名<br>1名                    | <p>1 年齢制限</p> <p>1979(昭和54)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から45歳までの人)</p> <p>なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司<br/>保健師<br/>&lt;警察&gt;</td> <td>1965(昭和40)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から59歳までの人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任用資格</p> <p>次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込みの人に限り。</p> <p>なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資格免許</p> <p>次の職種は、資格免許を有する人又は見込みの人に限り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師<br/>&lt;警察&gt;</td> <td>保健師の免許取得者又は2025(令和7)年3月31日までに取得見込みの人</td> </tr> </tbody> </table> | 職種 | 年齢 | 児童福祉司<br>保健師<br><警察> | 1965(昭和40)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から59歳までの人) | 職種 | 任用資格 | 児童福祉司 | 児童福祉司の任用資格 | 環境科学職 | 環境衛生指導員の任用資格 | 職種 | 資格免許 | 保健師<br><警察> | 保健師の免許取得者又は2025(令和7)年3月31日までに取得見込みの人 |
| 職種                                                                                      | 年齢                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 児童福祉司<br>保健師<br><警察>                                                                    | 1965(昭和40)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた人(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から59歳までの人) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 職種                                                                                      | 任用資格                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 児童福祉司                                                                                   | 児童福祉司の任用資格                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 環境科学職                                                                                   | 環境衛生指導員の任用資格                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 職種                                                                                      | 資格免許                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |
| 保健師<br><警察>                                                                             | 保健師の免許取得者又は2025(令和7)年3月31日までに取得見込みの人                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |                      |                                                                        |    |      |       |            |       |              |    |      |             |                                      |

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれかに該当する人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 1999(平成11)年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

2 試験日及び試験会場

| 区分   | 試験日                                      | 試験会場                     |
|------|------------------------------------------|--------------------------|
| 筆記試験 | 2024(令和6)年10月6日(日)                       | 神戸大学六甲台第2キャンパス<br>都道府県会館 |
| 面接試験 | 2024(令和6)年10月23日(水)から同月31日(木)までのうち指定する1日 | 神戸市内                     |

3 試験の方法

(1) 筆記試験

| 区分   | 種目       | 試験会場                                                              |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 大卒程度 | 専門試験     | 各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。                                      |
| 経験者  | 専門試験     | 各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。                                      |
|      | エントリーシート | 民間企業等での職務経験・実績や学識等を中心に、これまで培ってきた経験や知識を県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。 |

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

1人あたり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

2024（令和6）年10月中旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 面接試験

2024（令和6）年11月上旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_100000018.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000018.html)

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「技術系職種（秋日程）請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2024（令和6）年9月27日（金）頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_100000019.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000019.html)

(3) 受付期間

2024（令和6）年8月26日（月）午前10時から9月13日（金）午後5時まで（受信有効）

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から2026（令和8）年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用給与課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-9349

正 誤

○平成22年2月16日付け（兵庫県公報第2158号）  
兵庫県告示第155号（土砂災害警戒区域の指定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                  | (正)                   |
|-------|-------|----------------------|-----------------------|
| 11    | 上から38 | 宍粟市一宮町福野 (別図143のとおり) | 宍粟市一宮町三方町 (別図143のとおり) |
|       | 下から7  | 宍粟市一宮町森添 (別図154のとおり) | 宍粟市一宮町公文 (別図154のとおり)  |
|       | 下から3  | 宍粟市一宮町森添 (別図155のとおり) | 宍粟市一宮町公文 (別図155のとおり)  |
| 12    | 上から2  | 宍粟市一宮町森添 (別図156のとおり) | 宍粟市一宮町公文 (別図156のとおり)  |



○平成29年12月26日付け (兵庫県公報第2964号)  
 兵庫県告示第1130号 (土砂災害特別警戒区域の指定) 中

| (ページ) | (行)   | (誤)                    | (正)                   |
|-------|-------|------------------------|-----------------------|
| 40    | 下から30 | 宍粟市一宮町公文 (別図113のとおり)   | 宍粟市一宮町河原田 (別図113のとおり) |
| 41    | 上から7  | 宍粟市一宮町公文 (別図125のとおり)   | 宍粟市一宮町河原田 (別図125のとおり) |
|       | 下から27 | 宍粟市一宮町百千家満 (別図134のとおり) | 宍粟市一宮町三方町 (別図134のとおり) |
|       | 下から18 | 宍粟市一宮町百千家満 (別図137のとおり) | 宍粟市一宮町草木 (別図137のとおり)  |
|       | 下から15 | 宍粟市一宮町百千家満 (別図138のとおり) | 宍粟市一宮町草木 (別図138のとおり)  |
|       | 下から12 | 宍粟市一宮町百千家満 (別図139のとおり) | 宍粟市一宮町草木 (別図139のとおり)  |
| 42    | 上から7  | 宍粟市一宮町福知 (別図145のとおり)   | 宍粟市一宮町福中 (別図145のとおり)  |
| 43    | 上から13 | 宍粟市一宮町福野 (別図167のとおり)   | 宍粟市一宮町三方町 (別図167のとおり) |
|       | 上から19 | 宍粟市一宮町福野 (別図169のとおり)   | 宍粟市一宮町福中 (別図169のとおり)  |
|       | 下から21 | 宍粟市一宮町三方町 (別図176のとおり)  | 宍粟市一宮町公文 (別図176のとおり)  |
|       | 下から6  | 宍粟市一宮町三方町 (別図181のとおり)  | 宍粟市一宮町公文 (別図181のとおり)  |
| 44    | 上から1  | 宍粟市一宮町森添 (別図183のとおり)   | 宍粟市一宮町公文 (別図183のとおり)  |
|       | 上から4  | 宍粟市一宮町森添 (別図184のとおり)   | 宍粟市一宮町公文 (別図184のとおり)  |
|       | 上から10 | 宍粟市一宮町森添 (別図186のとおり)   | 宍粟市一宮町公文 (別図186のとおり)  |
|       | 上から13 | 宍粟市一宮町森添 (別図187のとおり)   | 宍粟市一宮町公文 (別図187のとおり)  |
| 49    | 下から15 | 宍粟市一宮町百千家満 (別図298のとおり) | 宍粟市一宮町三方町 (別図298のとおり) |



○令和5年3月23日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県人事委員会告示第2号（職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                              | (正)                                                      |
|-------|-------|----------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 25    | 下から10 | 表備考2中「6級」を「5級」に、同表備考3中「9級」を「8級」に | 表備考2中「行政職給料表6級」を「行政職給料表5級」に、同表備考3中「行政職給料表9級」を「行政職給料表8級」に |